「東京都教育ビジョン（第３次）」の「１０の取組の方向」

６　健康・安全に生活する力を培う

１　学校におけるアレルギー疾患対策（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) ガイドライン等の資料に基づく体制整備の推進

学校におけるアレルギー疾患のある児童・生徒への対応については、文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年）に基づき、各学校での体制作りを働き掛けてきた。

平成 25 年度は、平成 24 年末に都内の小学校において事故が起きたことを受け、事故の再発を防止するため、予防体制と緊急対応について、同ガイドラインを補完するマニュアル等を庁内外の関係機関と連携して作成・配布し、取組を強化している。

今後も引き続き、以下の点について重点的に区市町村教育委員会及び都立学校へ指導・支援し、更なる体制の強化に向けて働き掛ける。

ア　「食物アレルギー対応委員会」の設置による組織的な対応と強化

イ　学校給食における管理職、養護教諭、学級担任、栄養職員等の役割分担の明確化

ウ　校内研修による実践対応力の醸成

エ　緊急時（アナフィラキシー発症時）における対応

(2)　アレルギー疾患研修の実施

平成 21 年度以降、学校教職員等を対象に、専門医を講師とした研修を実施している。平成 25 年度は、養護教諭、アドレナリン自己注射薬を携帯する児童・生徒の担任教諭及び学校栄養職員等を重点対象として研修を実施した。平成 26 年度についても、研修内容を充実していく。

２　公立学校における食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1)　栄養教諭の配置による食育の推進

ア　栄養教諭の配置

平成 20 年度から各地区に栄養教諭を計画的に配置し、平成 25 年度からは複数配置を開始し、食育の推進を図っている。

栄養教諭は、配置校のみならず、各校の食育リーダーを支援しながら、配置地区全体の食育推進を担っている。食育リーダーへの指導・助言をより一層充実し、教科間の調整を図りながら、学校給食を活用した食育を一層推進するため、継続して栄養教諭を配置する。

イ　地場産物を活用した食育の実践研究

地域の自然や文化、地域の食に係る産業、自然環境の恵沢に対する児童・生徒の理解の増進を図るには、「生きた教材」である地場産物を活用した食育が有効である。

栄養教諭は、配置地区で継続して地場産物を活用した食育の実践研究を行い、地区全体の食育の推進を図る。

研究内容

・地場産物の供給ルートの開拓

・地場産物を活用した学校給食のメニューの作成

・地場産物を活用した「食に関する指導の全体計画」の作成

・生産体験学習など地域に密着した食育の実践

(2)　学校給食における地産地消

東京都学校給食会や産業労働局と連携し、伊豆諸島の水産物や地場産野菜の円滑な流通を図り、学校給食における地産地消を推進する。

３　防災教育の充実（指導部）

(1)　防災教育補助教材の作成

ア　防災教育副読本「地震と安全」の作成と配布（都内全小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒）

イ　小・中学校防災教育補助教材「３．11を忘れない」の作成と配布

ウ　高等学校科目「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～３．11を忘れない～」の作成と配布

(2)　都立学校における防災教育の推進

ア　地域と連携した防災教育の推進を図る「防災教育推進委員会」の活動を推進

イ　実践的な防災教育を推進するための「地域防災マップ」「震災時帰宅計画」等の作成

ウ　様々な場面や状況を想定した実践的な避難訓練の実施

(3)　全都立高校で一泊二日の校内宿泊防災訓練

ア　定時制・通信制課程を除く全ての都立高等学校等で実施する。

イ　災害発生時にまず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに避難所の運営への参加など地域の防災活動に貢献できる人材を育成する。

ウ　「防災活動支援隊」を編成し、地域の活動に積極的に参加することを通じて、防災に関する実践力を育む。

エ　避難生活の疑似体験（就寝訓練や備蓄食準備訓練）や関係機関（消防署、警察署、自衛隊等）と連携して防災に係る知識や技能を習得させる。

オ　学校が避難所となることを想定し、近隣小・中学校、高齢者施設、近隣住民等との連携を強化しつつ訓練を実施する。

(4)　防災教育拠点校の指定

防災教育に係る実績がある平成24・25年度の防災教育推進校の中で、各学校経営支援センター所、支所ごとに指定された防災教育拠点校は、次の諸事業を実施する。

(ｱ) 東京消防庁消防学校等で、宿泊防災訓練を実施する。

(ｲ) 年２回開催する防災教育連絡会に参加する。

(ｳ) 外部講師を招聘（しょうへい）した講演会の開催や地域の総合防災訓練への参加など、地域の防災拠点としての活動を実施する。

(5)　事業の検証、新たな施策の展開

防災教育検証委員会（仮称）を設立し、今までの防災教育推進校の取組の検証を行うとともに、平成 26 年度以降の新たな施策の展開を検討する。

4　学校における安全教育の推進（指導部）

(1)　安全教育プログラムを活用した安全教育の推進

都内全ての公立学校において、「必ず指導する基本的事項」と年間指導計画等を系統的・体系的に示した安全教育プログラムの活用により、学校の教育活動全体で総合的に安全教育を推進する。

(2)　安全教育推進校の指定

安全教育プログラムの内容を都内公立学校に定着させ、幼児・児童・生徒への安全教育を一層推進するため、安全教育推進校 12 校を指定する。

5　地域ぐるみの学校安全体制整備の推進（地域教育支援部）

(1)　地域ぐるみの学校安全体制の整備

学校管理下における児童の安全対策は、学校、家庭及び地域が連携して、交通安全、防犯及び災害対策の各観点から、総合的に実施されることが重要である。

そこで、文部科学省の「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」を活用し、区市町村教育委員会において実施する、学校が保護者や地域のボランティア等とともに取り組む安全対策の事業を支援している。平成 26 年度は、20 区市が実施を予定している。

(2)　区市町村教育委員会における取組例

ア　スクールガードの養成

学校安全のためのボランティアであるスクールガードを養成するため、講習会を開催する。

イ　スクールガード・リーダーの配置

防犯の専門家や退職警察官等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、学校敷地内及び通学路の定期的な巡回を実施する。実施に当たっては、スクールガードや教職員に対し、警備のポイントや改善点について指導・助言を行う。

また、スクールガード・リーダーとなる人材を確保する必要がある場合は、その育成のための講習会を開催する。

ウ　子供たちの見守り活動

学校安全のために、学校安全ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、学校・家庭・地域が一体となり子供の安全を見守る活動を実施する。